

喜多方市は
市内に居住・就職される
学生・卒業生の皆さんの

平成29年度募集

喜多方市
奨学金償還
支援制度

奨学金の償還を支援します。

喜多方市は、若年層の市外流出を抑制するとともに、市外からの流入を促進させ、市内への定着を図ることを目的に、奨学金の償還を助成します。

※「償還」と「返還」は同じ意味ですが、この制度では「償還」としています。

対象者

大学、短大、高専、高校等の在学者、卒業生(30歳未満)の方で、喜多方市内に定住する見込み、かつ市内の事業所等に就職し8年以上継続して勤務する見込みの方

※卒業の前年度から就職する前までに認定を受けることが必要です。

対象先 就職先

喜多方市内の事業所等であれば業種は問いません。

※ただし、本社が市内であっても、勤務地が市外の場合は、対象となりません。
※自営業や農業などへの就業も別に定める基準を満たせば対象となります。

対象 奨学金

喜多方市の奨学金
福島県の奨学金
日本学生支援機構の第一種奨学金・第二種奨学金

※日本学生支援機構の第二種奨学金は、元金のみが支援対象となります。

助成金額 ・ 助成期間

通常の償還年額(利子分を除く)相当額(年間最大18万円)
正規の修業年数の2倍の期間(最長96カ月)

【例】日本学生支援機構 第一種奨学金(4年制大学・私立・自宅外)
貸与額 月額64,000円×48カ月=3,072,000円 償還期間18年(216カ月)
償還月額 14,222円×12カ月=年間170,664円
助成金額 年間170,664円×助成期間8年(96カ月)=**1,365,312円**

詳しくは、裏面をご覧ください

【問い合わせ先】 **喜多方市産業部商工課** 市HPはこちらから ⇒

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2

TEL:0241-24-5233 / FAX:0241-25-7073

E-Mail syoukou@city.kitakata.fukushima.jp



応募要件

次のいずれにも該当する方を助成金交付対象者とします。

- 1 大学等※の在學生又は卒業生で、喜多方市内の事業所等に就職を希望する30歳未満(認定申請時)の方
- 2 対象となる奨学金の貸与を受け、償還予定又は償還中の方
- 3 喜多方市内に定住する見込み、かつ市内の事業所等に就職し8年以上継続して勤務する見込みの方

※大学等とは・・・大学院の修士課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、職業能力開発総合大学、職業能力開発大学校、職業能力短期大学校

助成要件

卒業の前年度から就職前までに助成金交付対象者として認定を受けることが必要です。

【例】4年制大学なら3年生から認定を受けることができます。

認定を受けた方が次のいずれにも該当する場合に助成金を交付します。

- 1 市内の事業所等に正規雇用により就職し、1年以上継続して勤務していること
- 2 市内に定住することを目的として1年以上継続して市内に住所を有していること
- 3 奨学金の償還に対する助成を他から受けていないこと
- 4 市に納付すべき市税、分担金、使用料その他の滞納がないこと
- 5 奨学金の償還に滞納がないこと

助成の金額と期間

金額 年間の助成金額は、通常の1年間の償還額(利子分を除く)で、18万円を上限とします。
期間 助成要件を満たした月から卒業した大学等の正規の修業年数の2倍の期間で、
最長8年(96ヵ月)となります。 【例】4年制大学なら 4年×2倍×12ヵ月=96ヵ月

手続きの流れ

卒業の前年度
から就職前まで

助成金交付対象者認定申請書を提出

※卒業から1年以内に就職しなかった場合は、再度認定を受ける必要があります。

認定

まずは認定を！

市内に
居住・就職

助成金交付申請書を提出

(居住・就職のいずれか遅い日から1年後以降

※ただし、10月31日まで)

添付書類: 在職証明書、住民票の写し、市税納税証明書、
奨学金の残高証明書、償還明細書

交付
決定

請求

交付

実績
報告

1年経ったら
忘れずに申請を！

※奨学金の償還に滞納がある場合は、助成金を受けることができません。

市内に
居住・就職後
1年経過
(助成1年目)

助成金交付申請書を提出

(毎年10月31日まで)

添付書類: 在職証明書、住民票の写し、市税納税証明書、
奨学金の残高証明書

交付
決定

請求

交付

実績
報告

助成期間
2年目以降